

消防用設備等の点検事業者を

見逃さるのは あなたです

防火対象物関係者の皆様へ



粗雑な点検にご注意！

消防法では、一定の防火対象物の関係者(所有者、管理者、占有者)に、消防用設備等(特殊消防用設備等)の点検報告を義務づけています。

いいかげんな点検を行う事業者を選定

しない

信頼できる点検事業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



粗雑な点検を させない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています（平成11年消防予第145号）。

悪質な点検事業者を ゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



防火対象物の関係者に対する罰則

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
 - その法人に対しても上記の罰金
- (消防法第44条第7号の3、第45条第3号)

信頼できる点検事業者は、都道府県消防設備協会にお問い合わせください。

点検実施者の責任の明確化、点検の確実な履行の促進等を目的とした点検済表示制度は、都道府県消防設備協会が全国統一的に推進しています。

消防用設備等の機器点検(6月ごと)及び総合点検(1年ごと)が適正に終了したときは、
点検済票(ラベル)
をそれぞれの消防用設備等に貼らせて
ましょう。

